

農地法第3条の規定による許可申請に必要な書類

旭市農業委員会

申請する場合の必要書類

(耕作目的での所有権移転(売買・贈与・交換)・賃借権設定・使用貸借権設定 等)

	許可申請書	申請者の自署であれば押印を省略できる。 (但し、自署と確認できなければ、押印は必要。認印可) 住所・氏名は住民票のとおりに記載
	営農計画書	権利者・義務者が同一世帯内である場合は不要
	農業経営の実態証明書	譲受人の住所地が市外である場合は、その住所地の農業委員会の証明が必要
	申請する土地の登記全部事項証明書	法務局から発行された3ヶ月以内のもの 住民票の住所と登記事項証明書の住所が同じであること。
	申請する土地の公図	法務局から発行された3ヶ月以内のもの (電子申請により取得した公図については、原本証明を必要とする)
	位置図	申請地の位置を示すおおむね1/2500程度の地図
	住民票(本籍地記載)	権利者のもの 所有権移転時のみ
	農地賃貸借契約書	賃貸借権設定の場合
	農地使用貸借契約書	使用貸借権設定の場合
	法人登記事項証明書	法人が申請者となる場合 法務局から発行された3ヶ月以内のもの
	法人の定款等の写し	法人が申請者となる場合
	身分証明書	免許証、マイナンバーカード等写真付きの身分証明書 委任を受けた者の場合は、行政書士証等写真付きの身分証明書
	委任状	申請人に代わって、別の方が手続きをする場合のみ必要

- ※ 申請者が旭市に住所地がない場合は、住所が確認できる書類の添付をお願いします。
- ※ 必要に応じて、この他にも審査上必要な書類の提出をしていただくことがあります。
- ※ 申請書に不備等がなかった場合、令和____年____月____日開催予定の農業委員会総会で審議され、許可・不許可・却下の処分が決定されます。
- ※ 許可(不許可・却下)指令書は農業委員会総会終了後数日程度で申請書記載の連絡先に連絡をしますので、印鑑持参のうえ受け取りをお願いします。

許可申請書の締切日は毎月20日です。20日が閉庁日の場合は前倒しとなります。

《問い合わせ》 郵便番号 289-2595

旭市ニの 2132 番地

電話 : 0479-74-7187

旭市農業委員会事務局

FAX : 0479-55-4941